

第16回滋賀県自治創造会議 提案テーマ一覧

提案 団体名	整理番号、テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
①北陸新幹線(敦賀以西)のルート案について	
大 津 市	<p>関西広域連合において、去る3月8日に北陸新幹線の敦賀以西のルート案について費用対効果、開業による波及効果等の取りまとめの調査結果が公表された。年度末において、関西広域連合としてのルート提案に向けて、結論を出すこととしている。</p> <p>このような中、滋賀県においては、整備に伴い発生する費用負担や「並行在来線」の問題について、関西広域連合へ意見書を提出する予定である。現在大津市のほか、高島市、米原市、長浜市の関係市で協議が行われているが、滋賀県全体としての議論も必要があることからテーマとして提案する。</p>
県 (土 木 交 通 部)	<p>北陸新幹線については、昨年6月に、金沢・敦賀間の工事実施計画の認可があり、全国の整備新幹線で、ルートが決まっていないのは、北陸新幹線の敦賀以西のみとなった。</p> <p>敦賀以西の整備については、国が1日も早くルート決定する必要があることから、これを促すために、関西広域連合に「広域インフラ検討会」を設置し、部会として、「北陸新幹線検討部会」を設置し、敦賀以西の3ルート(小浜ルート、湖西ルート、米原ルート)について、費用対効果や開業による波及効果等の調査を行ってきたが、今月8日に調査結果が公表された。</p> <p>本県としては、関西広域連合での議論に先立ち、県議会、関係4市(大津市、高島市、長浜市、米原市)、滋賀交通ビジョン懇話会の意見を聞いて、県としての敦賀以西ルートに関する考え方を取りまとめた。</p> <p>また、滋賀交通ビジョンの策定にあたり、北陸新幹線については、各市町や県民との意見交換、アンケート調査を実施してきた。</p> <p>北陸新幹線敦賀以西の整備にあたっては、大きな課題が2つある。一つは、現行の属地主義による建設費負担の考え方では、本県にとって便益に比して財政負担が極端に大きいこと、もう一つは、北陸新幹線の整備に伴って、地元住民生活に不可欠な交通手段である北陸本線や湖西線が「並行在来線」として取り扱われる可能性があり、JR西日本から経営分離されると、県民にとって大きな負担に繋がること。これら2つの課題については、関西全体で解決されるべきものであることを関西広域連合に提示することとしている。</p> <p>今後、関西広域連合において、国へのルート提案に向けた議論を行うことになっているが、敦賀以西ルートについては、将来の本県の広域交通体系に大きく影響することから、各市町の意見を踏まえ、本県のスタンスを固める。</p>

提 案 団 体 名	整理番号、テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
	②地方自治に求められる「都市計画のあり方」及び「農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直し」について
近 江 八 幡 市	<p>元々都市計画区域の広域設定は、住民の「生活圏域」が必ずしも単一の自治体に留まるものではないことから、現実の市街地の広がりや住民の生活圏域などを考慮し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設を広域的にも整合を図った上で設定することが望ましいことと、都市計画法第5条に「都道府県が一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定する」ことが定められていることから、これまで区域設定や見直し作業は県の主導により概ね5年周期で行われてきた。</p> <p>そのような中、県下においては平成の大合併により、1市町の区域において複数の都市計画区域が混在している状況が生まれており、これが市町独自のまちづくりを進めるにあたっての大きな課題になり得る状況にある。</p> <p>また、現在の都市計画は都市部の集約化や、時代の変化に起因する過去の都市計画と現状との著しい乖離の是正、低炭素のまちづくりなど、その要求事項は多岐にわたっており、基礎自治体である市町が、自らの地域の特性を認識し、自主的に実現性のある都市計画を構築することが、効果的な実現方法であると考えます。</p> <p>こうしたことから、現在そして今後の市町のまちづくりである都市計画には、柔軟性とスピードをもって当たることが必要と考えるものであり、最も身近な行政単位である市町が中心に行うことで、時代の求めに応じた持続性と実現性のある都市計画の構築、住民との協働による市町の課題解決と住民福祉の向上を成し得ることができると考える。</p> <p>実現性と柔軟性、そして自主性に富んだ都市計画を、市町がスピード感を持って達成できるように、都市計画区域の再編成や区域区分の決定などのさらなる権限移譲を可能にする法改正を求めたい。</p> <p>農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しには、県知事の同意が不可欠となっているため、県知事の同意等の際に基礎自治体の特性と実態に即した農用地利用計画の設定が可能となるよう柔軟な対応が必要。</p> <p>（国では全国で農用地を8万ha増加させる方針を定めたが、農用地区域率の高い本市にとって、新たな産業の育成、企業誘致、地域振興対策等の活力に満ちたまちづくり施策が出来ないため、本市の成長を著しく阻害し、ひいては県全体の成長の妨げにつながると言わざるを得ず非常に重要な問題である。このため、県知事同意の際には、地域の特性と実態に即した柔軟な対応を強く要望する。）</p> <p>受益地が広域に及ぶ農業振興地域内のかんがい排水事業等を土地改良事業完了後8年未経過の対象から除外するよう柔軟な対応が必要。</p> <p>（圃場整備後、農用地区域にかんがい排水事業の維持管理等の土地改良事業が実施されることにより、8年未経過の要件が広範囲に付加されてしまうことから、農業に資するもの以外の農地転用が不可能であり、本市では、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外できず、他市への転出を模索するという事例も発生している。これは明らかに、まちの発展に支障が出始めているといわざるを得ない。こうしたことから、受益地が広域に及ぶ農業振興地域内のかんがい排水事業等を土地改良事業完了後の8年未経過の対象から外すよう柔軟な対応を強く要望する。）</p> <p>新規就農者や担い手の確保並びに農村集落の活性化の観点から農村のまちづくりに意欲的な人材の確保を図るため、振興条例計画（26号の2）を策定する場合は、非農用地予定区域の設定等について土地改良事業に固執することなく、農用地の効率的な利用を認めるよう柔軟な対応が必要。</p> <p>（自治体経営、地域振興、地域の特性を活かしたまちづくりの観点から、農村集落の活性化を図るには、担い手の育成や新規就農者の流入・定住化の促進はもちろんのこと、農村のまちづくりに意欲的な人材、若人が農村集落に移住、定住することが不可欠である。従って土地改良事業完了後8年を経過した農用地は、時代の変化によって、効率的な利用を認め、かんがい排水事業8年未経過であっても、住民合意による振興条例計画（26号の2）を策定する場合は、土地改良事業に固執せず、非農用地予定区域の設定や農用地区域からの除外手続きについて地域の特性と実態に合わせた柔軟な対応を行うよう強く要望する。）</p>

提案 団体名	整理番号、テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
③滋賀県防災行政無線の整備にかかる市町の設置費用負担額について	
日 野 町	<p>老朽化等に伴う滋賀県防災行政無線設備の更新整備については、災害時における信頼性、通話範囲、費用対効果等を踏まえ、デジタル化による更新整備を図り、その整備費用を市町で折半すること、また設備の維持管理費用については、市町で負担することについて了承をしているところです。</p> <p>しかし、各市町における整備費の負担額については、均等割りのみとするか、人口割りを勘案するかで意見が分かれ未決定となっていることから、この機会に協議願いたいと考えます。</p> <p>日野町といたしましては、住民（県民）の生命と暮らしを守る災害時の情報伝達手段については、市と町の規模等を考慮し、均等割りと人口割りの両方を導入すべきと考えています。</p>